

平成25年第7回弘前市教育委員会会議録

日時 平成25年4月17日（水）

午後1時30分

場所 中央公民館岩木館大研修室

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 臨時代理の報告
 - 報告第7号 臨時代理の報告について（工事請負契約の締結申出について）
 - 報告第8号 臨時代理の報告について（工事請負契約の締結申出について）
 - 報告第9号 臨時代理の報告について
（弘前市教育委員会事務局組織規則の一部改正について）
 - 報告第10号 臨時代理の報告について
（弘前市就学指導委員会の設置に関する規則の一部改正について）
 - 報告第11号 臨時代理の報告について
（弘前市教育研究所管理運営規則の一部改正について）
 - 報告第12号 臨時代理の報告について
（弘前市立公民館管理運営規則の一部改正について）
 - 報告第13号 臨時代理の報告について
（弘前市立郷土文学館管理運営規則及び弘前市立博物館管理運営規則の一部改正について）
 - 報告第14号 臨時代理の報告について
（弘前市立小・中学校管理規則の一部改正について）
- 6 議案の審議
 - 議案第21号 教育財産の取得申出について
- 7 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1 番 山科 實 委員、2 番 今 由香 委員、4 番 前田 幸子 委員、
5 番 佐藤 紘昭 委員

◇欠席委員

3 番 土居 真理 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 雅仁、教育政策課長 櫻庭 淳、学校教育推進監兼学校教育改
革室長 工藤 雅哉、学校企画課長 北嶋 郁也、学務健康課長 有馬 靖、学
校指導課長兼教育センター所長 佐藤 忠浩、生涯学習課長 佐藤 賢也、文化
財課長 小野 俊彦、弘前図書館長兼郷土文学館長 桜庭 哲紀、博物館長 土
谷 伸夫

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 鳴海 誠、教育政策課政策調整担当主幹 高谷 由美子、教
育政策課主幹兼総務係長 中田 和人、教育政策課総務係主査 前田 修

午後 1 時30分 開会

○委員長（山科 實委員） これより平成25年第 7 回弘前市教育委員会会議を開会し
ます。

ただいまの出席者数は 4 名で定足数に達しているので、直ちに会議を開きます。
会議録署名者に 5 番佐藤紘昭委員と 2 番今由香委員を指名します。

会期は本日 1 日としたいと思うがいかがですか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 御異議なしと認め、会期は本日 1 日とします。本日の案
件は報告 8 件、議案 1 件です。

・ 報告第 7 号について

○委員長（山科 實委員） 報告第 7 号臨時代理の報告について説明をお願いします。

○学校企画課長（北嶋郁也） 報告第 7 号臨時代理の報告について御説明申し上げま
す。工事請負契約の締結を市長に申し出ることについて、その事務処理に急を要
したことから、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 2 項の規
定に基づき臨時代理したもので、同条第 3 項の規定により報告するものでありま
す。

市長に申し出た工事請負契約ですが、工事名称は平成24年度文京小学校屋内運動場増改築工事(建築工事)でありまして、設計金額は3億3883万5000円で、臨時代理した日は平成25年3月19日となっております。工事の施工理由として、昭和46年に建設された文京小学校の屋内運動場は、老朽化が進んでいる上耐震診断において補強が困難な建物であるため、増改築工事を行い教育環境の整備を図るものであります。現在、校舎の増改築を進めておりますので、加えて屋内運動場に着手するということになっております。工事の場所は、弘前市大字中野一丁目1番地1、工事期限は平成26年3月14日までとなっております。工事の概要は、建物が鉄骨造平屋建一部2階建、延べ面積は1,191.51平方メートルとなっております。設置室はアリーナ、ステージ、控室1、控室2、調整室、器具庫、女子・男子更衣室、女子・男子トイレ、多目的トイレ、玄関、ギャラリー、渡廊下、ホール、ステージ下物置となっております。建築工事の内訳としては杭地業工事と屋内運動場建築工事となります。

- 委員長(山科 實委員) ただいまの報告に対し御質疑等ございませんか。
- 4番(前田幸子委員) 関連して、改築中に第三中学校の体育館以外にどこか子供たちが借りる場所というのがありますか。
- 生涯学習課長(佐藤賢也) 3月まで担当しておりましたので、お答えいたします。体育館の増改築ですけれども、もともとの体育館がまだ残っておりますので、新しい体育館を建築している間は今ある体育館を利用すると。ただ、校庭部分が使えないということで第三中学校にお願いをしているということです。
- 1番(山科 實委員) この体育館は何かあった時の地域の方の避難所等になることを想定しているのですか。
- 学校企画課長(北嶋郁也) 各地域の避難所にもなります。
- 1番(山科 實委員) 既存の中学校の体育館をみると、器具庫はあるのですけれども、毛布とか、いわゆる危機管理上必要なものを置ける場所がほとんどないということも一時話題になったこともあるのですけれども、そのような場所とか、配慮はないのですか。
- 学校企画課長(北嶋郁也) 施設そのものには、非難に関するものを入れる部屋は想定されておりませんので、今後、その辺については防災安全課と避難所のあり方の中で考えていかなければならないと思っております。
- 1番(山科 實委員) その辺、少し配慮をお願いしたいと思います。
- 5番(佐藤紘昭委員) 工事の内容とは直接関係ないのですけれども、この地区の小・中学校の美術展のときに、文京小学校の子供たちの版画が校舎改築のテーマで本当に臨場感あふれる素晴らしい版画がたくさんあったのです。私は、自分たちの学校をつくるということが子供たちにこれほど教育効果があるのかと驚いたのです。ぜひとも子供たちに工事の進捗状況だとか、こんな学校になるのだと

か、教育活動の中で触れられるような工夫をぜひともしてほしいと思うし、私自信、そのように心がけたいと思うのです。とりわけ、今年、東北地区の造形教育研究大会が文京小学校ですので、そういう点からも教育的な側面からの工事ということも意識してほしいと思います。

○1番(山科 實委員) ちまたで、震災の影響で非常に建築資材が高くなったということも聞こえてはくるのですけれども、そういう影響で当初の予算よりもかかるというようなことはないのですか。

○学校企画課長(北嶋郁也) 確認はしていないのですが、あるかもしれないのですが、その辺はちょっと。

○1番(山科 實委員) 多目的便所とあるのは、バリアフリーで地域の方々が利用されるということも含んでいるのですか。

○学校企画課長(北嶋郁也) 車いす等に対応するものということです。

○委員長(山科 實委員) 他に質疑等ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(山科 實委員) 報告第7号を承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(山科 實委員) 異議なしと認めます。よって報告第7号は承認されました。

・報告第8号について

○委員長(山科 實委員) 報告第8号臨時代理の報告について説明をお願いします。

○学校企画課長(北嶋郁也) 報告第8号臨時代理の報告について御説明を申し上げます。工事請負契約の締結を市長に申し出ることについて、その事務処理に急を要したことから、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したもので、同条第3項の規定により報告するものであります。

市長に申し出た工事請負契約ですが、工事名称は平成24年度高杉小学校屋内運動場増改築工事(建築工事)でありまして、設計金額は2億5263万円で、臨時代理した日は平成25年3月19日となっております。工事の施工理由として、昭和41年に建設された高杉小学校の屋内運動場は、老朽化が進んでいる上耐震診断において補強が困難な建物であるため、増改築工事を行い教育環境の整備を図るものであります。先ほどの文京小学校と同様に校舎の増改築を進めておりますので、加えて屋内運動場に着手するということになっております。工事の場所は、弘前市大字高杉字神原7番地1、工事期限は平成26年3月14日までとなっております。工事の概要は、建物が鉄骨造平屋建一部2階建、延べ面積は968.55平方メートル

となってございます。設置室はアリーナ、ステージ、控室、調整室、器具庫、女子・男子更衣室、女子・男子トイレ、多目的トイレ、玄関、ギャラリー、渡廊下、ホール、ステージ下物置となっております。建築工事の内訳としては杭地業工事と屋内運動場建築工事となります。

- 委員長（山科 實委員） ただいまの報告に対し御質疑等ございませんか。
- 5番（佐藤紘昭委員） 最後に外構工事を行いますよね。この小学校は、近くに川が流れていたり、大変だったのでしょうか。前の校舎のときも地域の方が苦勞して苦勞して、その時の苦勞の跡を石碑が建てられているのです。その石碑が校舎が動いたことによって、子供たちがわからないところに置かれたりしているので、今後、外構工事を行うときにそのあたりを少し学校と相談して、子供たちに高杉小学校の歴史がわかるような形でわかりやすいところに集めるとか工夫をして、子供たちにとって自分の学校はこんな歴史をたどってこんなに地域の人たちに支えられてできている学校のなのだということが伝わるような工夫をしてほしいと思う。子供たちにとっては、自分が学んだ母校ですので、歴史が心に刻まれるようなことも工事の一つとして大事にしていきたいと思うので、お願いします。
- 1番（山科 實委員） 特に、増改築のときは、ハードのことに目が行きがちなので、そういう子供たちの教育にかかわるソフト面も十分に配慮していただければと思います。
それから、先ほど文京小学校でもお話しした配慮をお願いした点に関しては、高杉小学校でも再度確認してください。
- 4番（前田幸子委員） 凶面で見ると大蜂川が近くを流れていて、危険に感じるけれども。結構大きい川なので、危ない。
- 学校企画課長（北嶋郁也） 柵等できちんとはしていると思いますが。
- 生涯学習課長（佐藤賢也） 大蜂川自体は改修工事が終わっていますので、以前と違った状態になっております。それにしても、フェンスの設置ということでの外構工事になるものでございます、これからの設計、発注になりますけれども。
- 1番（山科 實委員） 体育館から境界線までの7.290というのは、72メートルですか。
- 生涯学習課長（佐藤賢也） 約8メートルです。脇に農道もあります。
- 1番（山科 實委員） 既存のプール等の改修は必要ないのですか。
- 学校企画課長（北嶋郁也） 今のところ、プール自体に手をかけるとの話は聞いていません。
- 委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） 報告第8号を承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(山科 實委員) 異議なしと認めます。よって報告第8号は承認されました。

・報告第9号について

○委員長(山科 實委員) 報告第9号臨時代理の報告について説明をお願いします。

○教育政策課長(櫻庭 淳) 報告第9号臨時代理の報告について御説明をいたします。

報告第9号 臨時代理の報告についてご説明いたします。

本報告は、行政組織の見直しに伴い、弘前市教育委員会事務局組織規則の一部を改正することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定により臨時代理したことから、同規則同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

平成25年度の全庁的な組織の見直しに伴う関係条例の一部改正案が去る3月21日に議決され、翌22日に公布となり、4月1日から施行されました。

これにより、教育委員会としては、教育委員会事務局組織規則のほか、関係する規則を改正する必要がございまして、その事務処理に急を要したことから臨時代理したものでございます。

主な改正内容については、お手元に配付しております資料の新旧対照表で御説明いたします。対照表の1ページから7ページまでは課等の設置とそれぞれの事務分掌についてでございまして、第2条で教育総務課を教育政策課とし、学校教育改革室、学校企画課を新設し、学務課を学務健康課に、指導課を学校指導課に、文化財保護課を文化財課に改めております。また、保健体育課につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、「学校体育を除く、スポーツに関すること。」を市長部局に移管したことにより、削除しております。そのほか、係等の名称も変更し、それにあわせて、それぞれの分掌事務並びに課名等文言の整理等を行っております。

第14条では、学校教育行政を一元的に担い、学校教育の中・長期的な政策を企画立案し、学校教育4課の総合調整など進行管理をする目的で「学校教育推進監」を新たに設置しております。

第22条では、教育長の職務代理者の学務課長を学校教育改革室長としております。

次に、附則について御説明いたします。

附則第1項は、規則の施行期日を平成25年4月1日からとしたものでございます。

附則第2項は、スポーツに関することを市長部局に移管したことに伴い、弘前

市スポーツ推進委員に関する規則、弘前市体育施設管理運営規則、弘前市多目的広場管理運営規則、弘前市B & G海洋センター管理運営規則の以上四つの規則を廃止するとしたものであります。

附則第3項につきましては、従来の様式は、当分の間、所要の調整をして使用できることとしたものであります。

附則第4項から附則第12項まではいずれも、事務局組織規則の改正に伴い様式の中の担当及び提出先の課名称等を改めるなど所要の改正をしたものであります。附則第4項弘前市立学校の学校医等公務災害補償条例施行規則の一部改正に対応しますのは、学校医等公務災害補償条例施行規則の様式第1号から第14号までとなります。具体的には、課名を保健体育課から学務健康課に改正し、障害の「害」をひらがなに変更しております。

附則第5項弘前市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正に対応しますのは、新旧対照表の8ページとなります。市民環境部長を市民文化スポーツ部長に改めております。

附則第6項弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部改正に対応しますのは、新旧対照表の9ページ及び10ページとなります。第2条第2号岩木文化センターの次に「並びに体育施設」を加えます。

附則第7項弘前市教育委員会公印規則の一部改正に対応しますのは、新旧対照表の11ページから17ページまでとなります。教育総務課長を教育政策課長へ、教育研究所が教育センターへと改正が主なものであります。

附則第8項弘前市教育委員会事務局職員の職名に関する規則の一部改正に対応しますのは、新旧対照表の18ページとなります。第2条に、推進監、室長、室長補佐が加わっております。

附則第9項弘前市文化財保護条例施行規則の一部改正及び附則第10項弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例の施行に関する教育委員会規則の一部改正に対応しますのは、文化財保護条例施行規則の様式の改正となります。文化財保護課から文化財課へと変更してございます。

附則第11項弘前市奨学金貸与条例施行規則の一部改正に対応しますのは、弘前市奨学金貸与条例施行規則と新旧対照表の19ページとなります。教育総務課を教育政策課に改めております。

附則第12項弘前市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部改正に対応しますのは、小・中学校の通学区域に関する規則の様式、学務課長を学務健康課長への改正となっております。

○委員長（山科 實委員） ただいまの報告に対し御質疑等ございませんか。

○4番（前田幸子委員） 学区外就学許可通知書の「学校長様」との表記は、校長にしていきたい、改正するのであれば。

- 教育政策課長（櫻庭 淳） これは、様式ですので、各学校ごとに名前は変わるものです。
- 4番（前田幸子委員） 職務としての学校長というものはないので、校長なのです。
- 教育政策課長（櫻庭 淳） 意味合いとしてはそうなのですが、誤解を受けるのであれば次の改正の機会に訂正をしたいと思います。
- 4番（前田幸子委員） それと、「教示」というのは意味としてはわかるのですが、備考等ではなくて教示という言葉を使うのでしょうか。
- 生涯学習課長（佐藤賢也） 不利益なことに関しては、教示という形をとって何日以内に不服申し立てができますと教えないといけないのです。不利益行為をする場合には、必ずこれを入れないとだめなのです、記載すると。
- 5番（佐藤紘昭委員） これは、行政用語で、行政処分に対する不服があった場合にということですね。
- 生涯学習課長（佐藤賢也） 教えなければいけませんので、教示と。
- 5番（佐藤紘昭委員） 学区外就学許可申立書、これは学務健康課長の専決事項なのですよね。いろいろ課題があるので、就学指導にかかった子供についても学務課長の専決。就学先の決定については、学務健康課長の専決なのです。今後、学務健康課長のほうで全国の情報等、就学についてさまざまな課題があるので学務健康課の専決でいいかどうかも含めて調べておいたほうがいいと思います。
- 1番（山科 實委員） 機構改革の名称変更に関してはほぼ了解、わかりましたけれども、一般の市民の方はもちろんですけれども、現場の教職員の方にもどこの課が何の仕事をするのかに関しては、まだまだ、もちろん最初ですので周知されていないように思いますので、学校訪問やいろいろな媒体を使って、できる限りわかりやすく広報することは御配慮をお願いしたい。
- 教育政策課長（櫻庭 淳） 学校に対してであれば、どの課が何を事務を行っているのか等、NET-p a 1に掲載します。
- 1番（山科 實委員） 学校訪問は、学校企画課が今度から担当するのですか。いわゆる指導主事の先生方が出かけて行く。
- 学校指導課長（佐藤忠浩） 学校指導課です。
- 1番（山科 實委員） そうすると、名称が変わったこととか、機構が単に動いたということももちろんなのですが、どうしてこのような機構になったのかということもきちんと伝えていかないと、何のために機構改革をしたのかとたまに聞かれるのですが、そのあたりをぜひ現場の先生に、特に教職員にはわかっていただいたほうがいいのではないかと。
- 学校指導課長（佐藤忠浩） 計画訪問の際にお話しします。
- 1番（山科 實委員） 名称変更は、このようなものを通して浸透していくと思う

のですけれども、なぜ大きく機構改革をしたのか、そのような大きい意味合いのところは伝わりにくいのではないかと思います。ですので、そのあたりを意識していただいて、何かの折にしゃべっていただければと思います。

○委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 報告第9号を承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 異議なしと認めます。よって報告第9号は承認されました。

・報告第10号について

○委員長（山科 實委員） 報告第10号臨時代理の報告について説明をお願いします。

○学校指導課長（佐藤忠浩） 報告第10号弘前市就学指導委員会の設置に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

就学指導委員会の機能の充実を図るため、所要の改正をすることについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したもので、同条第3項の規定により報告いたします。

今後の就学指導委員会の役割については、早期からの教育相談、就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うことが求められております。いわゆる「学びの場」の決定だけではなく、一人一人の教育的ニーズに応じた支援体制、教育内容等について助言を行うことが求められていることから、まず「弘前市就学指導委員会の設置に関する規則」の題名を「弘前市教育支援委員会の設置に関する規則」に改めます。これにより、名称を「弘前市就学指導委員会」から「弘前市教育支援委員会」に改めております。

先述のことから、第1条の見出しを「目的」から「趣旨」に改め、同条中「障害を有するものの適切な就学を図るため、弘前市就学指導委員会の設置に関して必要な事項を定めることを目的とする」を「障がいがある、又は疑われる者について、一人一人の教育的ニーズに応じた支援体制、教育内容等について、専門的な立場から協議を行い、保護者及び教育関係者に助言及び支援を行うため、弘前市教育支援委員会（以下「教育支援委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものとする」と改めました。

同様に、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第9条及び第10条中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に、「弘前市就学指導委員会（以下「就学指導委員会」という。）」を「教育支援委員会」に改める。

第3条第1項中「障害の種類及び程度」を「一人一人の教育的ニーズ」に、第

3条第1項第1号中「障害がある」を「障がいがある、又は疑われる」に改めました。続いて、就学指導委員会に関する事務については、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第2条により教育長に委任される事項として第3条第1項中「教育委員会の」を「弘前市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の」に改め、同条第1項、同条第2号、第4条第2項及び第8条第2項中「教育委員会」を「教育長」に改めました。また、一人一人の教育的ニーズに応じた支援体制、教育内容等についてきめ細かな支援を行うために、第7条第4項として「委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。」を加えました。

そのほか、第3条第2項中「障害の種類、程度等」を「支援体制、教育内容等」に、第8条第1項中「検査」を「調査」に改めました。附則につきまして、本規則の施行期日を平成25年4月1日と定め、この規則の施行の際現に委員に委嘱されている者は、改正後の委員として委嘱されたものとみなし、この場合、当該新委員会の委員の任期は、施行日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間といたします。さらに、本規則の施行の際現に旧委員会の委員長及び副委員長の職にある者は、それぞれ改正後の新委員会の委員長及び副委員長として選任されたものとみなす。

- 委員長（山科 實委員） ただいまの報告に対し御質疑等ございませんか。
- 4番（前田幸子委員） 確認ですが、第3条の障がいの「がい」は平仮名表示ですね。
- 学校指導課長（佐藤忠浩） 平仮名の「がい」です。
- 5番（佐藤紘昭委員） 法令用語はそのまま、弘前市で一般に使う場合には平仮名とすると。
- 1番（山科 實委員） 一人一人の教育的ニーズに応じた支援体制と書いてあります。この教育的ニーズという言葉は行政でふつうに使われている言葉なのですか、それとも特別ここではこのような表現がいいということに使われているのか。
というのは、ニーズという言葉が私の感覚的なことなのかもしれませんが、経済的なものとか社会状況の中ではよく出てくる言葉なのですが、教育的なものに対してニーズというものが私はそぐわないような、ずっとそういう違和感を感じているのですけれども、一人一人の教育に必要なこととか、必要なものとか、きちんと適切な表現のほうがいいのかという気もするのですが、これは人口（じんこう）に膾炙（かいしゃ）してニーズという言葉は使われているということなのですか。
- 学校指導課長（佐藤忠浩） 教育現場の中ではかなり広がっていると思います。
- 5番（佐藤紘昭委員） 中央教育審議会の議論の中での用語としてもこれは使われてきて、それから青森県の第3次長期総合教育計画の中で教育的ニーズに応じた

一人一人のという形での用いられ方はしている。これについては、ほぼこういう形で定着してきているということから用いていると理解しています。

- 1番(山科 實委員) 格別、異議があるわけではないのですが、どうも違和感を持って。ニーズというのは、一つのことにに対して何かを差し向けると、一つの物事に対して対価としてやるというようなニュアンスが強いふうに私は受けとめていて、教育というものは包括的なことでいろいろなものが関連して一緒に動くので、ピンポイントで役所で言う費用対効果ということでニーズという言葉が簡単に使われて定着して流布しているのしょうけれども、なじまないのです。
- 5番(佐藤紘昭委員) おっしゃるとおりで、おそらくこれはスペシャル・ニーズ・エデュケーションというイギリスからの特別支援教育の略語として特別なニーズのある子供たちへの教育というところからの略語からそのまま定着してきていると。実は、特別支援教育の世界で一般的ではない用語が、例えば、合理的配慮協力員、そのまま訳しているのです。その辺では、今後、一般化していく必要があると思うのです。弘前市だけではなく対外的にも通じるであろう言葉として。
- 1番(山科 實委員) それはよくわかりました。新しくこのように規則に盛り込まれたので、くれぐれもそういう感覚を忘れないで使っていただきたいと思います。それから、委員長が認めたときは委員以外の者に出席を求めとありますが、これは具体的に想定しているのは、それ以外の専門家の方とか、場合によっては保護者の方とか、さまざまなケースが頭に浮かぶのですが、具体的にはどういう想定があるのですか。
- 学校指導課長(佐藤忠浩) 対象となる子供にかかわる人間ということで、例えば学級担任であり、関係している施設の職員、その辺を想定しております。
- 2番(今 由香委員) 第3条第1項第1号の中で「障害がある」から「障がいがある、又は疑われる」となっていますけれども、受け皿が広がったのか、その辺をお願いします。
- 学校指導課長(佐藤忠浩) これについては、就学指導委員会への審議依頼の段階で障がいの有無がはっきりしていない場合も多いということで、又は疑われると表記しております。
- 2番(今 由香委員) 例えば、母親がこの子は少し様子がおかしいのではないかと相談に行ったときに、障害があると確定的な診断がなくても対応の幅が広がったという受けとめ方でよろしいですか。
- 学校指導課長(佐藤忠浩) はい。
- 1番(山科 實委員) 従来、教育委員会と書かれているところが教育長と改められたことは、大変はっきりしていると思うのですが、先ほど教育長から出たことも含めて、従来の就学指導委員会、今後の教育支援委員会が対応することにはデリケートなことも含まれていますし、その都度必要であれば教育委員協議会のほ

うにでも出していただいて、委員もわかっておかなければならないことがあったら出していただければと思います。

○5番（佐藤紘昭委員） 今の教育委員会から教育長へは、委任されている事項に含まれるということと、就学指導は子供にとって早く適切な教育の場へということと考えたら、これは教育委員会会議があるたびに、あるいは臨時代理するよりも速やかに対応していくことが必要であろうということが1点目です。二つ目は、これまで就学指導委員会がどちらかというとな就学先、特別支援学校か特別支援学級あるいは通常の学級かというような就学先を決定することに重きを置いてきたのですが、そこでどのような教育を受けるのかと、そこに重点を置いた支援という形に目的、狙いをそこに置いていこうということでこのようにしたということをご理解いただければと思います。

○1番（山科 實委員） これも、学校訪問等の折に、教育支援委員会に名前が変更した背景にあることとして今のことも現場に伝えていただければと思います。

○委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 報告第10号を承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 異議なしと認めます。よって報告第10号は承認されました。

・報告第11号について

○委員長（山科 實委員） 報告第11号臨時代理の報告について説明をお願いします。

○学校指導課長（佐藤忠浩） 報告第11号弘前市教育研究所管理運営規則の一部改正について報告いたします。

弘前市教育研究所の機能性の向上を図るため、名称を変更するとともに、業務の範囲を拡大するなど、所要の改正をすることについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したもので、同条第3項の規定により報告いたします。

まず、「弘前市教育研究所管理運営規則」の題名を「弘前市教育センター管理運営規則」に改めました。弘前市教育研究所を弘前市教育センターに改めることにつきましては、平成25年1月24日開催の第1回教育委員会会議議案第6号において説明しておりますので割愛させていただきます。

条例の第1条中「弘前市教育研究所条例」を「弘前市教育センター条例」に、「弘前市教育研究所（以下「教育研究所」という。）」を「弘前市教育センター（以下「教育センター」という。）」に改めました。同様に、第2条中「教育研究所」を「教育センター」に、「弘前市就学指導委員会」を「弘前市教育支援委員会」

に、「弘前市学校適応指導教室（以下「適応指導教室」という。）」を「弘前市フレンドシップルーム（以下「フレンドシップルーム」という。）」に改めました。第3条、第4条、第6条、第19条第1項、第20条第1項及び第21条中「教育研究所」を「教育センター」に、第20条第2項中の「教育研究所の」を「教育センターの」に改めております。第7条第1項中「弘前市教育研究所使用許可申請書」を「弘前市教育センター使用許可申請書」に改め、第10条第1項及び第20条第2項中「弘前市教育研究所使用許可事項変更・取消承認申請書」を「弘前市教育センター使用許可事項変更・取消承認申請書」に改め、第13条第2項中「弘前市教育研究所使用料還付承認申請書」を「弘前市教育センター使用料還付承認申請書」に改めております。これについては、あわせて様式も第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号中についても当該名称について改めております。続いて、第16条第1項中「適応指導教室」を「フレンドシップルーム」に、「通所」を「通室」に、「適応指導教室通級申込書」を「フレンドシップルーム通室申込書」に改め、同条第2項中「通所の可否」を「通室による指導の受入方針」に、「受入検討結果通知書」を「受入方針検討結果通知書」に改めました。あわせて、様式第7号についても「適応指導教室通級申込書」を「フレンドシップルーム通室申込書」に、「適応指導教室」を「フレンドシップルーム」に、「通所」を「通室」に改めております。さらに、別表中「教育研究所附属設備及び器具類使用料」を「教育センター附属設備及び器具類使用料」に改めました。最後に、様式第6号及び第7号中「担当及び提出先：弘前市教育研究所」を「担当及び提出先：弘前市教育センター」に改める。

- 委員長（山科 實委員） ただいまの報告に対し御質疑等ございませんか。
- 4番（前田幸子委員） 先ほどと同様、学校長と書いてあるのは同じか。フレンドシップルーム受け入れ方針検討結果についても、学校長というところ、紛らわしいので統一して校長にしていれば。
- 学校指導課長（佐藤忠浩） はい、わかりました。
- 1番（山科 實委員） 第16条第2項の「通室による指導の受入方針」というのは、今までは「通所の可否」ということですよ。ですので、そのまま考えれば、通室の指導の受け入れについて検討しということになると思うのですが、ここに方針を入れたというのは、基本的には申し込みがあったら受け入れますということが前提になっていると解釈してよろしいのですね。
- 学校指導課長（佐藤忠浩） そうです。
- 1番（山科 實委員） フレンドシップルームの一番まとめ役になる方は室長ということになるのですか、呼び方としては。主任のような方がおられるのですね。
- 学校指導課長（佐藤忠浩） チーフがおります。
- 5番（佐藤紘昭委員） 通室について、補足させていただきます。昨年まで適応指

導教室に通ってくる子供たちのことを通級と言っていたのですが、そこに中学校の通級指導教室を置くことになって、概念をきちっと分けようということで、制度としてある通級指導とフレンドシップルームの子供たちの通室と分けようということで、もしかすると学校現場も少し。

○1番（山科 實委員） 質が違うので、分けたほうが良いと思います。

○委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 報告第11号を承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 異議なしと認めます。よって報告第11号は承認されました。

・報告第12号について

○委員長（山科 實委員） 報告第12号臨時代理の報告について説明をお願いします。

○生涯学習課長（佐藤賢也） 報告第12号臨時代理の報告について御説明をいたします。

行政組織及び中央公民館休館日の見直し並びに障害者自立支援法の一部改正に伴い、弘前市立公民館管理運営規則の一部改正についてその事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したもので、同条第3項の規定により報告するものでございます。第6条及び第8条ですけれども、今回の組織の見直しによりまして、中央公民館3館の館長の職が課長級から課長補佐級になりました。その関係で、館長補佐という職が減になりましたので、館長補佐にかかわる条項を削除するというものでございます。これに伴い、項が繰り上がるということです。それから、第10条ですけれども、中央公民館の貸し室部分の利用機会の拡大を図るということを目的に、休館日がこれまで火曜日ということでしたけれども、第3火曜日の月1回休館ということになりました。その関係で条項を改正したもので、職員については火曜日が休みとなりますので、貸し館業務につきましては指定管理している指定管理者が文化会館と一緒に貸し館業務をしますのでいいのですけれども、プラネタリウムにつきましては職員が運営しておりますので「ただし、プラネタリウムは火曜日」との条文となっております。それから、第17条でございます。これは、障害者自立支援法の改正によりまして、法律の名前が変わっております。それと、同法の第5条第10項が削除になっております関係から、法律の名前を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と変えまして、第5条第13項から第16項にかけて1項ずつ繰り上げたということでございます。

○委員長（山科 實委員） ただいまの報告に対し御質疑等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(山科 實委員) 報告第12号を承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(山科 實委員) 異議なしと認めます。よって報告第12号は承認されました。

・報告第13号について

○委員長(山科 實委員) 報告第13号臨時代理の報告について説明をお願いします。

○郷土文学館長(櫻庭哲紀) 報告第13号臨時代理の報告について御説明を申し上げます。

障害者自立支援法の一部改正に伴い、関係規定を整理するため所要の改正をすることについて、その事務処理に急を要したため弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理をいたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

それでは、弘前市立郷土文学館管理運営規則及び弘前市立博物館管理運営規則の一部を改正する規則の内容について御説明申し上げます。まず、規則改正を要した背景についてですけれども、先ほど生涯学習課長の説明と同様ですが、平成24年6月に国の障害保健福祉施策に係る新しい法律が成立したことに伴いまして、障害者自立支援法の一部が改正されまして、題名が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律というふうに変更される等の改正がありましたので、これに関係する市の条例や規則についても所要の改正が必要になったということでございます。なお、条例につきましては、さきの3月市議会定例会で改正案が議決をされております。

改正規則について、まず第1条が郷土文学館の管理運営規則の一部改正を、それから第2条として博物館の管理運営規則の一部改正を行うというものでございますけれども、私のほうからは第1条の弘前市立郷土文学館管理運営規則の一部改正について御説明をいたします。第7条は条例の規定に基づいて観覧料が無料になる方の一つの要件について規定している条項になりますけれども、この中で「障害者自立支援法」という部分を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と改めるほか、第10項から第16項までのところ、削除または条項異動するということについて内容を整理したものでございます。附則の施行期日ですけれども、障害者自立支援法の名称を改める部分は平成25年4月1日から、条項移動の部分は平成26年4月1日から施行されるということになっております。

○博物館長(土谷伸夫) 続きまして、第2条弘前市立博物館管理運営規則の一部改正について御説明いたします。

弘前市立博物館管理運営規則第16条が、条例に基づいて観覧料が無料になる方の要件の一つを規定している条項ですが、第1条の郷土文学館管理運営規則と同様に「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める名称の変更と、法律改正に伴う条項異動の内容を整理したものであります。附則でもって、施行の日は障害者自立支援法の名称を改める部分は平成25年4月1日から、条項異動の改正部分は平成26年4月1日から施行するとしております。

○委員長（山科 實委員） ただいまの報告に対し御質疑等ございませんか。
（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 報告第13号を承認することに異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 異議なしと認めます。よって報告第13号は承認されました。

・報告第14号について

○委員長（山科 實委員） 報告第14号臨時代理の報告について説明をお願いします。
○学校企画課長（北嶋郁也） 報告第14号臨時代理の報告について御説明を申し上げます。

学校事務の学校間連携の実施に伴い、学校間連携組織を設置するため、弘前市立小・中学校管理規則の一部を改正することとし、その事務処理に急を要したことから、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したもので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

今年度から、弘前市立の全小・中学校において、学校事務の学校間連携が開始されましたが、実施に当たっては学校間連携組織を設置してございます。学校現場で事務職員の活動母体となる全53の小・中学校を中学校区を中心に九つに分割した学校間連携グループと学校及び教育委員会等の関係機関が情報共有する場として設置を予定している学校間連携推進協議会であります。組織としては九つのグループと学校間連携推進協議会、二つの組織を設置するわけですが、これらの組織の位置づけを明確にするため、弘前市立小・中学校管理規則において学校間連携組織の設置について新たに規定を設けるものであります。

学校間連携組織に係る規定を第20条の次に第20条の2として新たに追加してございます。学校において、効率的かつ効果的な事務処理体制の確立及び事務機能の強化を図り、もって学校運営の推進に資するため、複数の学校の事務職員が連携して学校事務の処理を行う組織（以下「学校間連携組織」という。）を置くことができる。2項としまして、学校間連携組織の組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。このように、規則の中で学校間連携組織につい

で規定を定めるものでございます。

- 委員長（山科 實委員） ただいまの報告に対し御質疑等ございませんか。
- 5番（佐藤紘昭委員） 3年間でここまで来たので、大変うれしいのですけれども、加配職員が必ずしも十分ではなかったと受けとめられているのですけれども、加配の職員が入れなかったところには何か要望は出ているものですか。それとも、今のところは無事にスタートしているのですか。
- 学校企画課長（北嶋郁也） 今のところ、学校現場から直接的な声は聞こえていないのですけれども、4月3日に学校事務の職員が集まりましたのが、今年度のそれぞれのグループでの実施計画等の作成ということで、この連携に当たっての事業をスタートしております。今後、先ほど言いました学校間連携推進協議会、いわゆる拠点校の校長先生と各グループの代表とか、そういう方に集まっていたら、実際にやっていただいた課題等の声が寄せられたら、その協議会の中でいろいろ検討して、今後、課題解決をスムーズに、連携事務をやっていくという、推進協議会を通してやっていくということでございます。今のところは、加配の職員に対して特別な声というのは聞こえておりません。
- 5番（佐藤紘昭委員） 教育創生事業の中では、コーディネーターとして教育委員会事務局の職員が入ってバックアップしていますよね。この学校間連携の中では、学校企画課あるいは関係課が事務職員の活動をバックアップするような計画はこれからするのか。それとも今のところは、各9グループにまずは任せて、連携協議会でいろいろ協議すると。
- 学校企画課長（北嶋郁也） 基本的に、今のところは9グループでやっていただきますけれども、初年度ですので、学校企画課のほうが所管になっていますので、担当者と随時、今年度、学校現場も回って状況を調べていきたいと考えてございます。
- 1番（山科 實委員） 単純な質問なのですけれども、常盤野小中学校には事務の職員の方が配置されていないのですけれども、ここのグループのほうで対応するということですか。
- 学校企画課長（北嶋郁也） 実際は、事務職員が配置されていない学校については、教頭先生や教務の先生がやっていると聞いております。今後は、そのグループの中で、そういう事務のあり方も検討していただくということです。あるいは、新人の事務職員が入ったところにはベテランの人が行って相談を受けたり支援する等、それぞれグループの中で今年度の計画ということを立てて、事務の効率化、適正化に向けた検討をやっていただくということで、とにかくグループで今年度の目標を立てて学校間連携を考えてやっていただくと考えてございます。
- 1番（山科 實委員） そういう動きの中で、教職員と呼ばれる人たちの多忙化が少しでも減らされる一つにもなってくれればいいと思う。

○学校企画課長（北嶋郁也）　そういうことにもつながっていくものと考えております。

○1番（山科　實委員）　進捗状況等を見て、お知らせできることがありましたらお願いいたします。

○委員長（山科　實委員）　他に質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科　實委員）　報告第14号を承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科　實委員）　異議なしと認めます。よって報告第14号は承認されました。

・議案第21号について

○委員長（山科　實委員）　引き続き議案の審議を行います。議案第21号教育財産の取得申出について審議します。

○学務健康課長（有馬　靖）　議案第21号教育財産の取得申出について御説明いたします。これは、教育財産の取得について、下記のとおり市長に申出するものでございまして、内容としましては、提案理由にありますとおり、学校教育用コンピュータの老朽化に伴い、小学校のコンピュータを更新しようとするものであります。老朽化と申し上げましたが、その意味は機器そのものの劣化とオペレーティングシステム、ウインドウズXPのセキュリティー上のサポートが2014年4月8日をもって終了することを意味しているものでございます。今回の対象校は、弘前市立高杉小学校、弥生小学校、城東小学校、堀越小学校、大和沢小学校、北小学校、朝陽小学校、岩木小学校、百沢小学校、常盤野小学校、相馬小学校で、計11校となります。取得するコンピュータの内容ですが、教育用コンピュータ（教員用）10台。これは、デスクトップパソコンで平成22年度で更新済みの弥生小学校を除く10校分。同じく児童用335台、取得金額は1420万円を予定しております。今年度の更新を実施しますと、平成22年度から25年度までの4年間ですべての小中学校のパソコンの更新が終了し、オペレーティングシステムはウインドウズ7PROに切りかわることになります。更新した総台数は、教育用パソコンは1,740台、公務用パソコンが1,068台、合計で2,808台となります。

○委員長（山科　實委員）　ただいまの説明に対し御質疑等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科　實委員）　議案第21号を可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科　實委員）　異議なしと認めます。よって議案第21号は原案どおり可決されました。

以上で本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了しました。これをもって平成25年第7回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後 3 時07分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課総務係主査 前田 修

弘前市教育委員会

委員長 山 科 實

署名者 佐 藤 紘 昭

署名者 今 由 香